

～ 岐 阜 県 本 部 だ よ り ～

**〔1〕令和7年度 岐阜県本部 定時総会及び懇親会 日程のお知らせ**

令和7年度岐阜県本部定時総会を下記のとおり開催いたします。

総会議案書は、4月下旬に送付させていただきますので、同封しておりますハガキにご出欠を記入していただき、5月9日(金)までにご送付くださいますようお願いいたします。なお、「議案書」は事前にお目を通し頂き、ご質問のある方は、5月16日(金)までに岐阜県本部事務局(TEL058-272-5968)までお申し出ください。総会当日は、必ず議案書をご持参くださいますようお願いいたします。

定時総会終了後は、懇親会がございますので、是非ご出席下さい。

記

【開催日時】 令和7年5月22日(木) ・定時総会 13時30分～  
 ・懇 親 会 16時10分～

【開催場所】 グランヴェール岐山 (岐阜市柳ヶ瀬通6-14 TEL058-263-7111)

**〔2〕「賃貸住宅入居者総合保険」「テナント総合保険」代理店募集のお知らせ/全日ラビー少額短期保険株式会社**

「全日ラビー少額短期保険株式会社」は、全日会員の為に設立された全日グループの少額短期保険会社です。賃貸不動産をお取扱いされています全日会員の皆様より、代理店を募集しています。

昨年10月より、『全日ラビー少額短期保険「新規代理店登録キャンペーン」(代理店登録していただいた会員の方に、QUOカード(10,000円相当)を進呈)』を実施しています。この機会に是非ご登録下さい。代理店登録希望の方は、全日ラビー少額短期保険(株)代理店登録担当窓口(03-3261-2201)までご連絡下さい。

※ 登録完了1,000社に到達した場合、本キャンペーンは終了しますのでご了承ください。

**〔3〕「全日不動産アプリ」リリースのお知らせ/全日本不動産協会総本部**

この度、スマートフォンにて月刊不動産のデジタルブックや、全日や行政の最新情報を閲覧できる「全日不動産アプリ」が2025年1月15日にリリースされました。協会が発信する最新情報・重要記事・法改正情報等や、月刊不動産をいつでもアプリでチェックできます。ぜひ、ご活用ください。

詳細につきましては、全日本不動産協会スマートフォンアプリ ホームページをご覧ください。

[アプリホームページ](https://zennichi-app.com/web/) <https://zennichi-app.com/web/>

**〔4〕諸変更事項について**

【諸変更事項】 諸変更事項については次の通りです。

届出年月日	商 号	変更事項	変 更 前	変 更 後
R7.1.17	高木建設(株)	代表者	高木 章	前田 裕弘
		政令使用人		高木 章
R7.1.20	ニッカ不動産(株) 岐阜店	政令使用人	橋間 元昭	佐藤 誠
		専任宅建士	橋間 元昭	佐藤 誠
R7.3.24	(有)SSH D	FAX	058-274-9292	058-203-0998

【退会会員】 退会されました会員の方は次の通りです。

届出年月日	商号	代表者名	摘要
R7.2.1	(株)Home prime partners	横井 秀	退会
R7.3.10	(株)ユナイト	西 亮吾	廃業
R7.3.18	(株)郡上長良川製材所	佐野 浩一	廃業
R7.3.28	(株)ビオトラスト	森井 茂樹	廃業
R7.3.31	(株)グリーン・アース	北川 眞澄	廃業

## 〔5〕免許更新について

対象の方に、免許申請書一式を送付いたしました。お早めに更新をお済ませ下さい。

【令和7年8月更新分】

商号	代表者	免許有効期限(至)
(株)ミワモク	安江 紳司	令和7.8.17
ユージーハウス(株)	後藤 光宏	令和7.8.27

※更新の済まれた方は、免許申請書の内、法人の場合＝第1面(要受付印)、第2面、第3面、添付書類(3)、(4)、(8)。個人の場合＝第1面(要受付印)、第3面、添付書類(3)、(8)の写しを郵送、FAX(058-276-0311)、またはメールにて事務局まで提出願います。

## 〔6〕住宅瑕疵担保履行法に係る令和7年3月31日基準日の届出手続きのお知らせ/中部地方整備局

住宅瑕疵担保履行法に係る届出手続きにつきましては、年に1回の基準日(毎年3月31日)ごとに、新築住宅を引き渡した実績について、基準日から3週間以内に許可・認定を受けている行政庁に届出を行う必要があります。届出が必要となる会員の方は下記をご覧ください、期間内(R7.4.1～R7.4.21)に届出を行って下さい。

なお、今回の基準日前1年間に引き渡しの実績がない場合でも、基準日前10年間に新築住宅の引き渡し実績がある場合は、「0件」である旨の届出を行う必要がありますのでご注意ください。

記

### 1. 届出の時期について

年1回の基準日(3月31日)から3週間以内に届出を行う必要があります。

基準日	届出期間
3月31日(月)	4月1日(火)～4月21日(月)

### 2. 届出書類の様式について

国土交通省ホームページ [住まいのあんしん総合支援サイト](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html) にてダウンロード出来ます。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>

[住まいのあんしん総合支援サイト](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html)

【問い合わせ先】

◎ 大臣免許宅建業者中部地方整備局建政部建設産業課(不動産業) 052-687-8523

◎ 岐阜県知事免許宅建業者岐阜県都市建築部建築指導課 058-272-8680

## 〔7〕宅地建物取引業免許等に係る電子申請開始のお知らせ/岐阜県都市建築部建築指導課宅建係

令和7年4月1日より、宅地建物取引業に係る申請等について、電子申請の受付が開始されますので、お知らせします。ぜひご活用ください。詳しくは岐阜県ホームページをご覧ください。

[岐阜県ホームページ](https://www.pref.gifu.lg.jp/page/410216.html) <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/410216.html>

※ 電子申請で宅地建物取引業免許申請(新規・更新)を行う場合の手数料は、1件につき26,500円となりますので、ぜひご活用ください。

紙媒体で申請を行う場合の手数料は、従前の通り、1件につき33,000円となります。

## **[8]盛土規制法に関する届出について/岐阜県都市建築部建築指導課宅建係**

岐阜県では、令和7年4月1日より宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に基づく規制を開始します。つきましては、令和7年3月31日までに着手し、規制開始後も継続して行う一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積については、令和7年4月21日までに県に届出の提出が必要となります。届出の作成方法等、詳しくは岐阜県ホームページをご覧ください。

[岐阜県ホームページ](https://www.pref.gifu.lg.jp/page/395877.html) <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/395877.html>

## **[9]浸水警戒区域の指定に伴う情報の提供について/滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室 流域治水係**

条例第13条の規定に基づき、甲賀市水口町三本柳において、令和7年3月18日に浸水警戒区域の指定公示が行われましたので、会員の皆様にお知らせします。なお、浸水警戒区域は、条例第14条の規定により建築制限がかかり、また、「災害危険区域」となり、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明に該当しますので、取引される際はご確認していただきますようお願いいたします。詳しくは滋賀県ホームページをご覧ください。

### 1. 浸水警戒区域の所在地

甲賀市水口町三本柳

### 2. 浸水警戒区域の表示および浸水警戒区域における想定水位

図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県甲賀土木事務所河川砂防課、甲賀市建設事業課に備え置いて縦覧に供する。

[滋賀県ホームページ](https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/kasenkoan/19554.html) <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/kasenkoan/19554.html>